

令和3年度  
第1回 東京都住宅政策審議会

令和3年9月10日（金）

WEB会議（Teams）

午前 10 時 00 分 開会

**○遠藤企画経理課長**

ただいまより、令和 3 年度第 1 回東京都住宅政策審議会を開会いたします。本日は、大変お忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めさせていただいております住宅政策本部企画経理課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、ウェブ参加の委員の方々にご案内です。ご発言される場合のWEB会議のシステムの操作方法につきましては、会議のURL等を記載したメールにマニュアルを添付させていただきましたので、そちらをご覧くださいと思います。

傍聴の方につきましては、マイクやカメラ、チャット機能をご使用にならないよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会は、運営要綱に基づく定足数に達していることをご報告いたします。

続きまして、事前にお送りいたしました資料について、確認をさせていただきます。本日は、この Microsoft Teams 上に同じ資料を映しながら、説明をまいります。なお、本会議の資料につきましては、会議終了後に住宅政策本部のホームページに掲載を予定しております。

本日の資料は、ご覧の資料 1 から資料 4、及び、参考資料 1 から 8 までの枝番の資料を含めて、13 点をご用意させていただいております。

この他に、本審議会幹事・書記名簿、次第、以上の資料をお送りしております。

まず、9 月 9 日付で新たに就任されました委員を紹介させていただきます。資料 1 「東京都住宅政策審議会委員名簿」をご覧ください。

東京都議会議員の菅野弘一委員でございます。

**○菅野委員**

菅野でございます。よろしくお願いいたします。

**○遠藤企画経理課長**

ありがとうございました。

続きまして、東京都議会議員の西山賢委員でございます。

**○西山委員**

西山です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○遠藤企画経理課長**

ありがとうございました。

続きまして、東京都議会議員の尾崎あや子委員でございます。

**○尾崎委員**

尾崎です。よろしくお願いいたします。

**○遠藤企画経理課長**

ありがとうございました。

続きまして、東京都議会議員の五十嵐えり委員でございます。

**○五十嵐委員**

五十嵐えりと申します。よろしくお願いいたします。

**○遠藤企画経理課長**

ありがとうございます。

本日の会議は、「会議次第」にございますように、概ね 11 時 30 分頃までを予定しております。

それでは、ここからの議事は、浅見会長に進行をお願いいたします。浅見会長、よろしくお願いいたします。

**○浅見会長**

会長の浅見です。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事に先立ちまして留意事項を述べさせていただきます。

本日いただいたご意見は、要旨にまとめて、次回の審議会にてご紹介いたします。

また、議事録につきましても、発言者にご確認をいただいた上で、発言者の氏名を記載した形で、全文をホームページに公開させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。まず事務局から、「議事1 令和2年度第2回東京都住宅政策審議会（令和3年2月4日）における主なご意見について」、ご説明をお願いいたします。

**○福野計画調整担当課長**

はい、本審議会の事務局を務めております、住宅企画部計画調整担当課長の福野と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料2「令和2年度第2回東京都住宅政策審議会（令和3年2月4日）」における主なご意見の概要をご覧ください。前回の審議会では、企画部会からの第一次報告を行いました。その際のご意見を簡単に振り返らせていただきます。

なお、審議会当日いただいたご意見以外にも、別途頂戴したご意見もこの中には含んでございます。まず、1ページ目でございます。

「総論について」2点のご意見を頂戴しております。

続きまして、「新型コロナウイルスの影響について」5点のご意見を頂戴しております。

続きまして、2ページに移りまして、「子育て支援について」2点のご意見を頂戴いたしました。

次に、「住宅確保要配慮者について」2ページから3ページにわたりまして、ご意見を7点ほど頂戴しております。

次に、「都営住宅について」4点ほどのご意見を頂戴しております。

4ページに移りまして、「居場所について」1点のご意見を、また「マンションについて」5点のご意見を頂戴してございます。

4ページから5ページにわたり、「空き家対策について」の2点のご意見を頂戴しております。

続いて、「既存住宅流通について」、「新技術の活用について」それぞれ1点ずつご意見を頂戴しております。

次に、5ページから6ページにわたり、「災害について」6点のご意見を頂戴しております。

次に、「環境について」1点のご意見を、「まちづくりの視点について」2点のご意見を、「国の住生活基本計画について」1点のご意見を、それぞれ頂戴してございます。

こちらの資料についてのご説明は以上でございます。

## ○浅見会長

はい、ありがとうございました。

委員の皆様から訂正等がありましたら、後ほどまとめてご発言の時間を設けておりますので、その際にお願いたします。

それでは続いて、「議事2」ですが、「中間のまとめ（案）」について議事を進めます。

当審議会では、昨年7月の諮問「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい新たな住宅政策の展開について」の審議を、企画部会に付託いたしました。2月に開催された前回の審議会では、企画部会から第一次報告を行っていただきました。

企画部会においては、その後も、都庁関係部局だけでなく、専門家からもヒアリングするなど、更なる検討を重ねて、答申のベースとなる「中間のまとめ（案）」を取りまとめていただきました。

本日は、大月部会長から、企画部会での調査審議の成果である「中間のまとめ（案）」についてご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

## ○大月部会長

はい。企画部会の部会長を務めております大月でございます。

本年2月の審議会で第一次報告を行った後、2月、3月、5月、7月と、4回の企画部会を開催いたしました。今後の都の住宅政策の方向性について、住宅政策と関連する都市整備、環境、福祉、防災等も含めて議題とし、セーフティネット住宅としてシェアハウスを提供している事業者や、公共住宅事業者、マンションを供給する事業者などからヒアリングを行いました。

こうした調査審議の結果を取りまとめたものが、資料3-2「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい住宅政策の展開について 中間のまとめ（案）」です。

この中では、第6次住宅マスタープランに掲げた8つの目標に向けた施策を一層推進するとともに、成長を視野に入れ、DXの推進やゼロエミッション化の実現に資するよう、より広い分野を対象とし、産業やサービスの担い手との連携を強化して取り組むべきことを提言しております。この中で目指すべき10の目標と2040年代の姿、具体的な施策の方向を示しております。

また、都営住宅の供給につきましては、この審議会において様々なご意見がありましたが、企画部会では、住宅ストック全体が量的に充足している中で、今後、人口が減少する見込みであることから、現在のストックを最大限に活用し、住宅セーフティネットの中核としての機能を果たしていくことが重要という認識を確認いたしました。

なお、都においては、国から提供された公営住宅供給目標量設定支援プログラムを用いて、住宅マスタープランの中で、公営住宅の供給目標量を政策指標として定めていくとのことです。企画部会としては、この先、政策指標を含め、住宅マスタープランの素案についても調査審議していきたいと思っております。

中間のまとめ（案）の具体的内容につきましては、資料に沿って、事務局から説明をお願いいたします。

## ○福野計画調整担当課長

それでは、事務局より「中間のまとめ（案）」についてご説明させていただきます。

資料3-2が「中間のまとめ（案）」の本文になってございます。資料3-1、A3判の縦の資料でございますが、そちらがその概要版でございます。本日は、本文の該当ページにも触れながら、資料3-1に沿ってご説明させていただきます。A3判の縦の資料をご覧ください。

一番上の破線で囲われた部分に、これまでの検討経過等を記載してございます。先ほど浅見会長からお話ございましたとおり、昨年7月30日に開催した審議会での諮問の後、企画部会を3回開催し、調査審議を行い、高齢者、母子世帯、障害者に対する居住支援や住宅における新技術の導入など、4者からヒアリングを行い、企画部会第一次報告を取りまとめ、本年2月4日開催の審議会において

報告がございました。

その後、さらに企画部会を4回開催し調査審議を行い、公共住宅事業者やエリアマネジメント、セーフティネット住宅の実務者など、5者からヒアリングを行い、本日の「中間のまとめ（案）」を取りまとめてございます。

続きまして、具体的な提言の内容についてご説明させていただきます。

まず、はじめに、ローマ数字で標記しております第1章の「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい住宅政策の考え方」でございます。こちらは、資料3-2本文では3ページから6ページに該当いたします。

「住宅政策の課題」として、人口のピークを間近に控え、少子高齢化等が進展しているといった課題に加え、新型コロナウイルス感染症流行の影響、毎年のように発生している集中豪雨等による被害や、その原因とも指摘されている気候変動につながる温室効果ガスの排出抑制など、住宅政策をめぐる現状が述べられております。

また、その次の行にございますように、そうした課題に対する「見直しの方向性」として、住宅セーフティネットの強化などの取組を、一層推進するとともに、新たにクローズアップされている成長の視点を取り込みながら、住宅施策の更なる展開を図るべきとしてございます。

こうした考え方を踏まえて、「成長と成熟が両立した未来の東京の実現に向けた住宅施策」について、高齢者、障害者、ひとり親世帯などの居住の安定の確保、災害に強い住宅、空き家、マンション対策など、社会の成熟化に対応した施策の強化を図るとともに、DXの導入などによる新たな日常の実現、脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化など、成長に向けた新たな施策を展開するべきと提言しております。

その次の第2章「住宅政策の目指すべき目標と2040年代の姿」は、資料3-2の本文では、7ページから9ページに、第3章「具体的な施策の方向」は、資料3-2の本文では10ページから41ページに該当いたします。

資料3-1では、左側に目標1から目標10までの目標と、目指すべき2040年代の姿を記載し、それぞれの目標の右側には、具体的な施策の方向を記載しております。これらを順にご説明させていただきます。

まず、目標1は、新たな日常に対応した住まい方の実現でございます。

2040年代の姿として、都民の住生活へのDXの浸透や、職住一体などの環境が整備され、住宅での時間を楽しめる住まい方が実現している、また、住宅に関わる様々な手続がオンラインで、ワンストップで完了できるといった姿を示してございます。

それに対して、具体的な施策の方向では、①として、新たな日常に対応した住宅の普及として、“ポストコロナ”時代の新たな住宅モデルを提示し、実証や情報発信など普及を図るべき、といった提言のほか、②新たな日常に対応した住環境の整備、③デジタルを活用した利便性の向上などに取り

組むべきとしてございます。

次に、目標2は、脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化でございます。

2040年代の姿として、省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを利用した住宅が広く普及している、また、電気自動車の充電設備などのインフラ整備が進み、緑豊かな住宅市街地が形成されているといった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①住宅のゼロエミッション化として、補助、規制誘導、住宅生産者への働きかけなど、総合的な対策を推進すべきや、公共住宅の建替えについて、断熱性能確保、太陽光パネルの設置容量拡大を図るべきなどとしています。

また、②環境に配慮した住宅市街地の形成として、木材の利用拡大のため、業界団体との連携、公共住宅での使用拡大に努めるべきとしてございます。さらに③緑豊かな住宅市街地の形成に取り組むべきとしてございます。

続きまして、目標3は、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定でございます

2040年代の姿として、年齢、国籍、性的指向等を理由とした入居制限を受けず、誰もが自らの住まいを選択し、いきいきと自分らしく生活している、また、住宅確保に配慮を要する都民が社会から孤立することなく、世帯に相応しい住宅で暮らしているといった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①より困窮度の高い都民への都営住宅の的確な供給を図るべき、また、②公共住宅の有効活用として、親族でない者同士が都営住宅で共に暮らす仕組みの具体化に向けて取り組むべき、また③民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットとして、「東京さきエール住宅」について、多様なニーズに対応した住宅となるよう支援するべき、④住宅確保要配慮者の居住支援として、居住支援協議会の活性化、居住支援法人の指定の推進などに取り組むべき、さらに、⑤として住宅のバリアフリー化の促進に取り組むべきなどとしてございます。

次に、目標4は、住まいにおける子育て環境の向上でございます。

2040年代の姿として、子育て世帯が世帯の人数や構成などに応じた住宅で暮らしている、また、地域のコミュニティの中で、子育てを楽しみながらいきいきと暮らしているといった姿を示しております。

これに対して、具体的な施策の方向では、①子育て世帯向け住宅の供給促進として、「東京都子育て支援住宅認定制度」を見直した上で、制度の魅力向上や認知度向上を図るべきなどとされており、また、②子育てに適した住環境の整備や、③近居や多世代同居の促進に取り組むべきとしてございます。

続きまして、目標5は高齢者の居住の安定でございます。

2040年代の姿として、住宅のバリアフリー化や断熱性能の向上が図られ、高齢者の多様なニーズに応じ、安全で健康に生活できる住宅が普及している、また、在宅高齢者が的確な支援や介護を受け、社会から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して住み続けることができているといった姿を示

してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①安全で健康に暮らせる住宅や生活支援施設の整備等の促進として、住宅の温熱環境の向上の重要性の都民へ周知や、既存ストックの断熱改修等を進めるべき、また、②民間住宅を活用した高齢者向け住宅の供給促進として、「東京ささエール住宅」の登録促進などにより、高齢者向けの住宅供給を図るべき、③高齢者の円滑な住替えの支援に取り組むべきなどとしてございます。

続きまして、目標6は、災害時における安全な居住の持続でございます。

2040年代の姿として、都民が住宅の耐震化やハザードマップの情報などについて理解して、自ら防災に関心を持って暮らしている、また、大規模な地震や風水害に対し、ハード・ソフトの両面において災害に強い住宅・住宅市街地が形成されている、さらに、被災後に応急仮設住宅が速やかに供給され、都民の居住の確保が円滑に進む体制が強化されている、といった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①地震に対する住宅の安全性の向上、②木造住宅密集地域の改善、③風水害への対策として、高台まちづくりの検討や実践を推進するべきといった提言されてございます。

また、④災害に強いまちづくりに取り組むべき、⑤災害時に住み続けられる住宅の普及として、「東京都LCP住宅の登録制度」の改善、普及に向けた取組を拡充するべき、⑥被災後の住宅の確保として、公的住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、応急修理による被災後の住宅確保に備えるべきなどとしてございます。

続きまして、目標7は、空き家対策の推進による地域の活性化でございます。

2040年代の姿として、住宅所有者の意識が高まり、住宅が長期間、空き家として放置されず、空き家となった際も、早期の段階で円滑に流通・活用等が図られるようになっている、また、空き家が、都市問題として顕在化することなく、様々な用途に有効活用されるとともに、適切に除却されることにより、地域の活力が維持されている、といった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①区市町村による空き家の実態把握と計画的な対策を促進すべき、②空き家の状況に応じた適時適切な対応として、固定資産税の納税通知書等を活用した、所有者への啓発などの対策を検討するべきといったことが提言されてございます。

また、③地域特性に応じた空き家施策を展開すべき、④都の空き家施策の計画的な展開として、都内全域で空き家対策が着実に展開されるよう、都の方針を示し、計画的な施策の展開を図るべきなどとしてございます。

続きまして、目標8は、良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現でございます。

2040年代の姿として、住宅を「つくっては壊す」社会から「長く大切に使う」社会に転換している、また、住宅の性能などの情報が分かりやすく提供され、都民が必要な情報をワンストップで入手することができている、また、住宅生産においてDXが進み、設計や施工の効率化や建設技能の円滑

な承継が進んでいるといった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①良質な家づくりの推進として、共同住宅の認定促進を図るための制度の見直し等を周知するなど、長期優良住宅の普及を促進するべき、②既存住宅を安心して売買等できる市場の整備に取り組むべき、③消費者や住宅所有者に対する普及啓発として、都民に役立つ総合的な住情報の発信に取り組むべきといったことが提言されてございます。

続きまして、目標9は、安全で良質なマンションストックの形成でございます。

2040年代の姿として、安全で良質なマンションストックが形成され、マンションに暮らす多様な都民が、都市の利便性や快適性を享受しながら豊かな住生活を営んでいる、また、マンション内のコミュニティはもとより、マンションと地域との良好な関係が築かれており、災害時にも相互に助け合う体制が整い、マンション居住者が安心していきいきと暮らしている、といった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①マンションの適正な管理の促進として、管理状況届出制度により把握した管理状況に応じて、行政側から積極的にアプローチして支援するべき、また、②老朽マンション等の再生の促進として、マンション再生まちづくり制度の見直しや、建替え円滑化法の改正を踏まえた支援策を検討するべきなどとしてございます。

最後に、目標10は、都市づくりと一体となった団地の再生でございます。

2040年代の姿として、団地に多様な世代が生活するとともに、様々な人が集い、交わる居場所が創出されることで、地域のコミュニティが活性化している、また、団地の建替えに合わせたまちの再生や、建替えによる創出用地のまちづくりへの効果的な活用により、都市機能が集積した拠点や、生活支援機能が整った誰もが暮らしやすい地域の拠点が形成されている、といった姿を示してございます。

これに対して、具体的な施策の方向では、①良好な地域コミュニティの実現として、団地の生活環境を向上させるとともに、地域の交流の場となる居場所の創出を図るべき、②公共住宅団地等の団地再生に取り組むべき、また、③地域特性に応じた都営住宅の建替えとして、区部中心部では、都営住宅の建替えを梃子に、まちづくりと連携したプロジェクトを展開するべき、区部周辺部や多摩地域では、生活の中心地の形成など、地域特性に応じた民活事業を推進するべき、さらに、④地域の課題を踏まえたまちづくりに取り組むべきなどとしてございます。

続いて、第4章の「住宅市街地の整備の方向」は、資料3-2の本文では42ページから46ページに該当いたします。

ここでは、都市形成の経緯等を通じて生じた課題に対して、メリハリある施策展開を図る必要があるとし、4つの地域区分と2つのゾーンに基づき、地域区分別の整備の方向を提示してございます。

最後の第5章の「目標実現に向けた施策の進め方」は、資料3-2の本文では47ページから48ページに該当いたします。

ここでは、多様な主体・分野と連携し、新たな動向や変化を捉え、具体的な施策を立案して実施するべき、また、民間や区市町村を巻き込んだ幅広い展開を目指す事業や、きっかけとなる公的プロジェクトの実施など、事業の進め方を転換するべき、さらに、民間の動向や地域の実情を把握し、適時適切に施策を企画立案するべきといったことが提言されてございます。

以上、大変長くなりましたが、「中間のまとめ（案）」についてご説明させていただきました。事務局からは以上でございます。

## ○浅見会長

はい、どうもありがとうございました。

この「中間のまとめ（案）」は、本日の審議会でご審議いただきます。その後、「中間のまとめ」として、パブリックコメントを行い、答申として取りまとめていく予定です。

それでは、ただいまご報告いただきました内容についてのご意見や感想を頂戴したいと思います。また、その前提として、事務局や東京都に確認したいことがある場合は質問してください。

ウェブ参加の委員の方々につきましては、チャット機能を使い、どの資料の何ページについてご意見・ご質問があるかを付記した上で、「発言希望」と入力し、表明ください。また、会場にお越しの委員の方々につきましては、挙手にてお知らせください。

なお、限られた時間でございます。できるだけ多くの方から発言を頂戴したいと存じますので、概ね2分程度で簡潔に述べていただくようお願いいたします。

また、ご質問については、お答えできるものはお答えすることですので、ご意見・ご質問がどちらかが分かるようにおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、願いたします。

はい、尾崎委員、願いたします。

## ○尾崎委員

今回の中間のまとめに対しての、感想と意見ということで、お話しさせていただきたいと思います。

先ほどご説明がありましたように、今回の中間のまとめは、東京の住宅政策の目指すべき目標と、2040年代の姿、具体的な施策の目標についての提言案ですが、長引くコロナ禍で、都民の暮らしや住まいに対する考えも、大きく変わっていると実感をしています。コロナの感染拡大によって、貧困と格差が深刻になったということです。

その中でも、特に学生や女性、一人親世帯が、より困難になっており、家賃が払えず、住まいを失った人、また、住まいを失いかねない人が、今増えているという状況です。

そこで、目標3の「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」についてですが、住宅確保に配慮を要する都民の住まいの状況の冒頭で、「住宅は、都民が市場において自力で確保することが基本で

ある」と書かれていますが、高齢者のひとり暮らしの方や、障害のある方などは、大変困難になっていると思っています。

市場で、自力で、適切な住宅を確保できない人が、大量に生まれているからこそ、都の役割が問われていると思います。都は、誰一人取り残さない理念で進めるべきだと要望するものです。

都営住宅については、「現在のストックを最大限に活用し、引続き、住宅セーフティネットの中核として機能を果たしていくべきである」ということも書かれていますが、都営住宅は全く足りていないと思っています。私のところにも、「都営住宅に入りたくて、20回以上申し込んでいるけれども、当たらない」という声が、たくさん寄せられています。それは、この22年間、都営住宅が新規建設されていないことが、大きな要因だと考えます。都営住宅の新規建設、借上げを、方針として明記すべきだと求めるものです。

公社住宅については、主として中堅所得者向けとしての性格が強かったが、今後は、住宅確保要配慮者向けとしての性格を重視する、ということも書かれていることは、大変重要だと思っています。現在、公社住宅に住んでいる方たちの中には、要配慮者に該当する人たちが相当数います。その方たちが、家賃や住環境が相応しく改善されることが、今不可欠だと思っています。また、公社住宅の入居率は96%ということも聞いています。空き住居は、多摩地域のエレベーターのない4階や5階に集中しているということも、現状から私たちはつかんでいます。いずれにしても、高い家賃の見直しや、減免制度の拡充、エレベーター設置などが不可欠だと考えます。

できれば、こうしたことが具体的に担保される表現になるというように要望するものです。

また、公共住宅の有効活用のところで、親族でない者同士が、都営住宅で共に暮らす仕組みの具体化に向けて取り組む、ということが書かれていますが、同性パートナーの入居も認めるなど、早急な改善が必要だと思っています。

次に、目標2の「脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化」についてですが、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする、「ゼロエミッション東京」を掲げている東京都として、都営住宅での取組を最優先的に進めるべきだと要望します。

「居住者の健康確保に資する」と位置づけている断熱性能、太陽光パネルの設置、多摩産材などの利用促進は重要だと思いますので、要望しまして、意見とさせていただきます。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

では、他にご質問、ご意見はございますか。

では、中山委員、お願いします。

## ○中山委員

では、大きくは3点について申し上げます。

1つは、目標2のゼロエミッション化ですが、「ゼロエミッション化」という言葉自体は新しい言葉ではありますが、具体的な取組みの方向性として、今までにない表現というのが強調されていないと思います。私は、中古市場とか既存建造物に対する支援の強化ということを、新しく打ち出すべきだと思います。新規建造物に対して規制や支援をするということは、当然大事ですが、それだと、効果としては数%程度にしか及ばないのではないかと思います。現実的には、圧倒的多数を占めているのは既存建造物ですから、耐震性向上のための補助制度などを参考にしながら、既存建造物におけるゼロエミッション化への貢献というものを打ち出すための支援というものを、きちんと方向として出すべきだと思います。

2番目は、目標3と目標7に共通した事柄ですが、1つは、目標3につきまして、長期の空き家という前提を取り払って、住宅確保に配慮を要する方々への住宅というものを提供すべきだと思っています。そのために、財源として、基準が厳しい空き家でないと、財源が確保できないという、国施策への改変も求めていくべきだと思いますし、都独自に取り組むべきだと思います。もちろん、空き家対策ということに関しては、目標7になりますが、これは、空き家になってしまったからの対策ではなくて、空き家にさせないための対策というものを、新しく打ち出していくべきだと思います。その方向性を示すべきだと思います。

最後の3番目ですが、目標8と目標9に関係したことですが、長寿命化、利便性の向上に役立つフォーム情報、新技術の育成というものが需要だということを積極的に記載するべきだと思います。もう一つは、中古市場で売却益とか賃貸益が高まるようなものでないと、なかなか長寿命化といっても、実際的には誘導策として効果が発揮できないわけですから、実際に中古市場で売却益や賃借料を高められるような工夫の例の紹介とか、あるいは、情報提供というものを、強化していかないと育たないということ、方向性としては既に書き込まれてはいますが、そうしたものがやはり必要だということ、強調すべきだと思っています。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

それでは、五十嵐委員、お願いします。

## ○五十嵐委員

簡潔に述べさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響が、第5波に入り、長引き、拡大しており、住宅を失う人が増えています。住宅は生活の基盤であり、生存権の土台となるものです。都営住宅などをはじめとする、より一

層のセーフティネット住宅の確保と強化が必要だと思います。

今後、住宅政策審議会の方針を踏まえて、都が策定する住宅マスタープランには、こういった視点をしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

では、菅野委員、お願いします。

## ○菅野委員

私の方からは、まず、コロナウイルス禍における住環境というか、それぞれのニーズの変化というものに対してですが、この間、いわゆる職住接近というか、家で仕事をする、家をオフィス代わりに仕事をする方が増えてくる中で、今後の住宅のあり方をしっかり、そういう内容の施設を盛り込む。特に家の中で仕事をするのに、家族と一緒に仕事をする環境というのは、長期間に及ぶと非常に大変だということもあって、別な場所に空間を設けたい。それは、サテライトオフィスという手もありますが、特に私のいる都心区などは、9割が集合住宅です。そうした集合住宅を今後展開する中で、新規並びに既存の住宅の中で、そういった施設を織り込むような誘導をできれば、よりテレワークなどの推進にもつながるのではないかと考えています。

あと、同じようなことで、脱炭素社会の実現に向けたという、目標2のあたりですが、環境性能を高めていくには、既存の住宅に対してアプローチしていくことが、非常に重要なと思います。

特に集合住宅の場合は、共用で大きな施設を使っているのも、省エネ対策をするにしても、全体で大きなお金をかけなければならないという問題が生じてきます。そういった誘導だとか補助とかいった制度の充実みたいなものが今後求められてきますので、そうした具体策を今後進めていくようなアプローチが、ここに必要があるのかなと思います。

あと、電気自動車（EV）の普及などに向けて、充電設備も、集合住宅については、非常に課題です。前に議会でも言ったのですが、平置きならよいですが、都心は超高層住宅を中心とした立体駐車場によって駐車場を賄っているところが多い。こうしたものへの課題というものが今後あるので、そういったものも誘導していく必要があるのかなということです。

それから、あと、目標5の高齢者の居住の安定に関しても、一人で暮らすご高齢の方が、都心では特に増えてきていますので、住替えの問題といったことが、非常に課題になっています。いろいろ取組みを行っていますが、民間の大家さんの理解がまだまだ進まないという点で、何かもう一歩踏み込んだ促進策みたいなものが、誘導できればと思っています。

あと、管理の問題で、集合住宅の管理の問題が、今いろいろ問題になっています。2040年を目指

していくと、特に大きな超高層マンションで大規模修繕か、もしかすると建替えなどの課題がいくつ  
か都心では出てくると思います。そうしたところで、組合がしっかりしているかどうか。管理組合の  
ことを法律の中でいろいろ進めています。併せて、それをしっかり支える管理会社の質の向上と管  
理会社の人材育成についてです。今は人が不足していて、マンション供給に実態が追いつかないと  
いうか、管理会社の手がどこも足りないということで、非常に困ってきているという話も都心では聞  
いております。そういったところも、課題として何か取り上げられるかなと思います。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

それでは、WEB参加のもり委員、お願いします。

## ○もり委員

2040年代の目指す姿として、とても丁寧に、審議会、また、専門部会の先生方に取りまとめてい  
ただいて、ありがとうございます。

緊急事態宣言の延長もされる中で、本当に都庁の皆さまには、一時住宅としてビジネスホテルを借  
り上げ、支援の継続をいただいていることに、感謝を申し上げるとともに、長引くコロナ禍の中で、  
従来の高齢男性のみならず、若い女性もコロナ禍で困窮が深まっていると考えますので、一時住宅を  
利用した方々に、生活を支える福祉的な支援と、また、就労支援、局横断的に伴走型の支援を引き続  
きお願いいたします。

また、人と人との孤立、非正規雇用を中心とした貧困の深刻化などを背景として、住宅セーフティ  
ネットの拡充が更なる課題となる中で、「東京さきエール住宅」の推進に向けて書き込んでいただい  
ていますが、自治体における居住支援法人の支援とともに、公営住宅の家賃と民間住宅の家賃に大き  
な乖離があるという中で、既存の住宅ストックを十分に活用した中で、よりそういったミスマッチを  
いかに解消していくことができるか。繰返しになりますが、住宅セーフティネットとして、家賃の支  
援も必要だと考えております。

また、都営住宅の建替えのみならず、公営施設等の老朽化で建て替える際、これは、都営だけでは  
なくて区市町村においてもそうだと思いますが、多くの建替えがある中で、同規模で同じ用途で建て  
替えるのみならず、住宅セーフティネット機能の強化と、人と人との社会をつなぐ居場所の創出を書  
き込んでいただいておりますので、ぜひそうした機能を盛り込んでいただくこと、また、社会的養護  
が必要な子供たちが18歳で養護施設を出たあとの住宅の課題ですとか、障害者、高齢者、ひとり親  
家庭、社会的養護の子供たちなど、住まいを必要とする家庭のグループホームやシェアハウスについ  
てご検討いただいておりますので、ぜひそういった機能を、公営住宅の建替え、空き家の活用におい  
ても、多機能、複合的な施設となるよう建替えを促進するような政策誘導、制度についても、ぜひ要

望いたします。

また、空き家になる前の段階で、“住まいの終活”については、私も、議会で質問させていただいたのですが、今回の計画にも盛り込んでいただいているのですが、空き家の活用が、空き家になってから1年たたないと、制度が利用できないというような、都民の方からの相談も受けましたので、ぜひ空き家になる前に、未然にそういった支援制度と結びつけていただきたいと思います。

次に、緑豊かな住宅市街地の形成において、相続において、民有地の緑が大きく減少している現状については、保護樹林の指定の促進を盛り込んでいただいておりますが、自治体が保全を行いたくても、マンションデベロッパーに価格でかなわないという課題を自治体からも聞いておりますので、ぜひ自治体と連携しながら、都として緑を守っていくような強化をお願いいたします。

子育て支援、一人親家庭における住環境の貧困というのは、先ほど、菅野委員からもありましたように、テレワークやオンライン教育のスペースが自宅内がないという課題が大きくなっていますので、マンションや団地との連携という中においても、そういったテレワークやオンライン教育の学習環境のない子供たちが、地域の居場所で学べるような環境整備についても、ぜひお願いいたします。

最後に、環境のところですが、太陽光パネルの設置拡大など、住宅ゼロエミッション化が進むことを願う一方で、寿命を迎える太陽光パネルの廃棄の問題なども聞かれますので、住宅廃棄物の課題なども盛り込んだ上で、リサイクル可能な建材なども要望して、私の意見とさせていただきます。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

では、西山委員、お願いします。

## ○西山委員

住まわせ方の考え方をわかりやすく示すことが、大切だと思っております。今回、目標を様々見せていただく中で、私からも2、3点話させていただきたいと思っております。

まず初めに、目標1の「新たな日常に対応した住まい方の実現」ということですが、テレワークなどに対応した住まいづくりと、住替えに対する支援が書かれております。ただ、東京都の案では、住宅やオフィスの改造の整備が中心に書かれておりますが、「移住」について触れられていないということに気が付きます。テレワークの普及により、居住地の選択において通勤時間の制約が減少したことから、地価が低く、在宅環境を実現しやすい郊外への移住を推奨する対策案があってもいいのではないかと考えます。これが、結果的に、都心集中を緩和して、例えば、多摩地域の人口減少に苦慮している自治体の助けにもなるのではというふうにも考えます。

あと、目標3や5に、高齢者の住宅確保の部分がありますが、「東京さきエール住宅」の登録促進により、高齢者向け住宅の供給を図るべきであると書いてありますが、この「東京さきエール住宅」

であるか否かにかかわらず、必要なのは民間の賃貸住宅に高齢者が入居する際の適切な支援策だと考えます。高齢者に拒否感を抱く大家さんが多いのが事実ですが、不動産屋さんに適切な支援策を提案すれば、成約しているケースも多数あると聞いております。支援策として、家賃債務保証に加えて、見守りや駆けつけサービス、死亡時の引払い費用の保険など、家主のリスクを担保するものが必要と考えます。もちろん、こちらは有償になりますが、このような支援をセットすることで、成約につながっていくのではないかと考えます。高齢者の民間賃貸住宅の入居に必要な支援策として、具体的な情報や知識を、例えば、自治体の住宅政策担当職員に周知、啓発を図っていくことも大切だと思いますし、また、ここでも述べられておりますが、安否確認と見守り、また、IoTなどを活用したサービスの提供に対する支援というものが、一般の民間賃貸住宅にも使えますので、こういうものを上手に活用していただきたいと思います。

また、都営住宅につきましても、今後、高齢単身者の需要に対応して、供給を増やすことは困難であることから、困窮度の高い者から入居者を決定するポイント方式を、例えば、単身者にも適用するという形で、真に住宅に困窮している者のみが入居できるような形にしたらどうかと思います。

#### ○浅見会長

ありがとうございました。

今6名の委員からご意見をいただきましたが、東京都のほうで何かありましたらお願いいたします。

#### ○武井住宅政策担当部長

ありがとうございます。

様々なご意見をいただきました。都営住宅関係のお話ですが、先ほど、大月部会長からのお話にありましたように、プログラムを踏まえたデータを企画部会に諮って、住宅マスタープランの策定につなげていきたいと考えております。

また、中山先生、菅野先生からは、既存建築物のお話をいただきました。省エネと既存建築物との関係については、様々な観点でこれに取り組んでいかないといけないと思っております。

法律など国の動向も踏まえて、どんなやり方があるのかということについて、考えていきたいと思っております。

また、その他、大事な視点をいろいろ頂いております。それぞれの視点、ご指摘を踏まえながら、会長、部会長と相談しながら、この修正について検討を進めていきたいと思っております。

#### ○浅見会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、高野委員、お願いいたします。

## ○高野委員

豊島区長の高野之夫でございます。

今回、中間のまとめを拝見いたしまして、目標3の「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」と、目標7の「空き家対策の推進による地域の活性化」にも記載されておりますが、前回、私が申し上げたことに取り組んでいただいて、大変感謝いたします。

ただ、さらにもう一言、ご意見を申し上げたいと思います。

前にもお話ししましたように、豊島区は、空き家率が13.3%と、23区で最も高く、また、空き家の約9割が賃貸用であるとの特色を持っているわけでありまして。こうした中で、戸建て対策としては、地域貢献型空き家活用事業を推進しているわけでありまして、空き家のオーナーに対して働きかけを行い、更なる活用につなげていくためには、好事例の効果的な発信が必要ではないかということで、これが何よりも重要であると考えております。

また、空き家対策の一環といたしましては、セーフティネット住宅の登録推進にも力を入れております。特に要配慮者のみが入居可能な専用住宅を増やすための取組みを、ぜひ強力に推進していただきたいと思っております。

さらに、現在、豊島区は、東京都と連携しながら、家賃低廉化補助の公募要件の緩和について、検討を進めております。効果的な事業になるよう、供給促進に向けてより一層ご支援をいただきたいと思っております。

最後に、空き家対策や高齢者等の円滑な入居に向けた住宅確保は、非常に難しい課題でもございますので、今後も東京都と緊密な連携をお願いしたいと思います。

この施策の着実な推進をどうぞよろしくお願いいたします。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

それでは、齊藤委員、お願いいたします。

## ○齊藤委員

齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

全体的に、多面的な視点から、総合的に取りまとめていると思います。また、マンション政策に関しても、大変多面的に、丁寧に書いていただいているということですが、少しわかりやすさという点で、資料の3-2、目標9の「安全で良質なマンションストックの形成」のところで、少しこういう言葉に変えたほうがわかりやすいのではないかと思ったところを、ちょっと細かいですが、お話しさせていただきたいと思っております。

36 ページの 18 行目辺りに、「1つの建物を区分して所有し」という、「1つの建物」とか、所有するだけではなくて、みんなが管理をするということで、「管理をするために」というような言葉を、ちょっと添えていただくと、適切に伝わるのではないかと思います。

それから、そのあとの 20 行目のところに、「こうした状況」とありますが、その前後を見ても、どんな状況かわかりにくいので、「築年数が経つほど、空き家や賃貸の住戸が増えて、管理に参加しない、できない人がいる」ということで、単純に関心が低いだけではなく、いろいろな高齢化等で、やはり、「できない」ということも、ちょっと考慮して、幅広く捉えた方がわかりやすいのではないかと思います。

そして、38 ページの 19 行目のところが、「専有部分を共用部分に改修する」となっていますが、このあたりのイメージがわかりにくいので、この内容を見て、実現につなげていくという意味では、例を入れて、「こういった場合」ということでお書きいただけますと、この内容が非常に幅広く、深く、将来を見据えて考えていただいているということが、伝わりやすいのではないかなというふうに思いました。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、野澤委員、お願いいたします。

## ○野澤委員

野澤です。

空き家問題の目標 7 のところで、追加できるのであればということですが、昨今の災害の多発化、激甚化の中で、空き家が台風や地震などの際に、地域に悪影響を及ぼして、屋根が吹き飛んだりといったことで、人の命とか周辺の財産に影響を及ぼしているということが、非常に問題になっております。

そういった意味で、自治体が緊急対応できるような形に持っていくということが必要ですが、「空き家特措法の範囲内では難しい」という声が、市町村の中から聞こえてきておりますので、都として、空き家の災害対応みたいなことの緊急措置ということを、何かしら盛り込んでおくということが必要ではないかと思います。

ついでに言えば、その財源的な支援みたいなものも、特に多摩地方などでは必要になる可能性もあるので、災害時の空き家対策について、少し何か触れておくということも、必要になっているのではないかと思います。

### ○浅見会長

ありがとうございました。

他にありますか。

もしなければ、私のほうからも、1点意見を述べさせていただきます。

今後、カーボンニュートラルということが、大きな施策になると思いますが、住宅関連ですと、住宅自体にエネルギーを貯蔵する施設ができると思いますが、下手をすると、漏電による火災の発生とか、これまでとは異なるリスクにも留意する必要があるのではないかと思います。

そういった意味で、都民に対して、発電設備の日常の維持・管理とか保守・点検といったことの重要性について情報提供を行うといった視点も記載していただくといいのかなと思いました。

他にありますか。

特になければ、私を含めて4名からまた意見がありました。東京都として何かありましたらお願いいたします。

### ○武井住宅政策推進部長

いろいろご提言をありがとうございました。

精査させていただきます。中間まとめで修正するところにつきましては、修正させていただきます。

### ○浅見会長

ありがとうございました。

他に何かありますか。

既にご発言いただいた方でも、さらにご発言を希望される方がいらっしゃいましたら、「追加発言希望」と、チャットに入力していただくか、あるいは、挙手をしていただいて、お知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、伊香賀委員、お願いいたします。

### ○伊香賀委員

資料3-1の概要を非常に充実していただいて、ありがとうございました。この概要版の中に大事なキーワードが入っているということが、何より大事で、そういう点で、すごくわかりやすくなったと思います。

もう1点は、目標2の「ゼロエミッション化」の部分ですが、2030年、2050年のロードマップをしっかりと、これは、今後の話なのかもしれませんが、国交省、経産省、環境省の3省合同の「脱炭素

社会のあり方検討会」のレポートが、既に8月23日に公表されていて、2030年までに何をやる、2050年までに何をやるということで、その途中段階もかなり細かなステップが、既に提案されておりますので、今後、東京都としても、それから後退することがないような形で、しっかりとロードマップを位置づけていただきたいと思います。

これは要望です。特に建替えとか新築のときだけの対策では、到底間に合わない。これは、先ほど、他の委員の方もご指摘のとおりで、既存の住宅ストックをどう改善していくかが、より強調されるべきでありますので、ロードマップというスタイルのものをきちんと位置づけていただきたいと思いますという要望です。

### ○浅見会長

ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。特にありませんか。

それでは、本日ご欠席の委員から頂戴しているご意見があるようですので、事務局からご紹介いただけますでしょうか。

### ○福野計画調整担当課長

事務局の福野でございます。

本日ご欠席の委員から事前にいただきましたご意見がございますので、ご紹介させていただきます。まず、足立区長の近藤弥生委員からいただきました。読み上げさせていただきます。

「今回の中間取りまとめの目標2の項目について、再生可能エネルギーの積極的活用により、地域でシェアでき、無駄なく利用する仕組みを検討し、CO2排出ゼロを目指すという方向性を、中間のまとめに位置づけてはどうか。」

というご意見でございます。

続きまして、日野市長の大坪冬彦委員からいただきました。読み上げさせていただきます。

「日野市では、URの団地の建替えに際して、地域の要望を聞いたり、商店街など地元と勉強会を開きながら、様々な施設を誘致しました。

日野市には都営住宅が多く立地しており、都営住宅の建替えに当たっても、単に建物をつくるだけでなく、周辺の環境を踏まえて、地域の居場所やにぎわい施設など、いろいろな形でプラスアルファの機能を持たせていただくと、魅力的なまちになると思います。

本日の中間のまとめ（案）40ページには、「③地域特性に応じた都営住宅の建替え」について盛り込んでいただいておりますが、賛成です。東京都と地元自治体が一緒になって、都営住宅の建替えに民間事業者を巻き込んで、地域課題の解決につながるよう取り組んでいきたいと考えています。」

というご意見をいただきました。

続きまして、東京都議会議員の後藤なみ委員からご意見をいただきました。読み上げさせていただきます。

まず、自治会支援についてでございます。

「現在、65 歳以上の高齢者が7割近くとなっている都営住宅において、自治会で行うこととされている共益費の徴収や、共用部分の管理などの維持が困難であるという声を聞いている。既に東京都では、都営住宅等の共益費徴収事業において、自治会が担うこととされている住宅共用部分の管理の肩代わりを実施しているが、その分の費用が住宅使用料に上乗せされることから、自治会内での合意形成ができず利用に至らなかったケースも散見されている。持続可能なコミュニティ維持のためには、短期的な視点で言えば、もっと多くの自治会が利用可能な運用にすべきではないか。

加えて、長期的な視点で言えば、学生入居や若年世代の入居をより促進し、入居年齢のバランスを整えていく、多世代共生の施策を推進することが重要である。例えば、民間住宅などでは、サービス付き高齢者住宅において、月 30 時間のボランティアを必須にする代わりに、学生を安価な家賃で入居を可能にしている住宅もある。参考として『シェア金沢』という事例がある。」

続きまして、住宅セーフティネット制度についてです。

「都営住宅の増設予定がない東京都において、住宅困窮者のセーフティネット機能を民間住宅が担う役割は大きい。現在、都では『東京さきエール住宅』制度において、年齢や障害にかかわらず住宅を確保できるよう進めている。今後、制度の実効性を高めていくためには、家賃の低廉化をセットで進めていくことが重要。現在、家賃低廉化の制度はあるが、導入をしていない区市町村も多いため、浸透が進むような施策を図りたい。」

というご意見でございます。

## ○浅見会長

はい、ありがとうございます。

他にご意見等はありませんでしょうか。

河端委員、お願いいたします。

## ○河端委員

河端です。

資料3-2の28ページの、11行目からの「④災害に強いまちづくり」の1つ目の箇条書きのところで、「ハザードマップや地域危険度など、地域の災害リスクに関する情報を、都民に対してわかりやすく、ワンストップで情報発信していくべきである。」というコメントが入っておりますが、これについて、地図データをもっと活用してはどうかと思いました。

地域危険度や木造密集地域の地図は、都市整備局のホームページにあります。多くの都民が、そ

の存在すら知らないと思います。

地図の画像データがあっても、他のデータと重ね合わせられないと、例えば、先ほどの野澤委員のご発言にもありましたが、そういった災害リスクのある場所にある空き家を把握するというのも、困難ですので、災害リスクと他のデータを重ね合わせて、地図上で確認できるようなシステムがあるといいのではないかと思います。

あるいは、木造密集地域もオープンデータ化して、都民や政策担当者などがダウンロードして、自分の目的に合わせて活用できるような形でデータを提供すると、住宅政策にも役に立つのではないかと思います。

## ○浅見会長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。なければ、ご欠席の委員も含めて5名の方からご意見をお伺いしましたが、都として何かあれば。特によろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、本日の議論はここまでにしたいと思います。

閉会后、もしお気づきのご意見ですとかお考えがありましたら、追加で事務局までメール等でお送りください。また、本日ご欠席の委員からのご意見もお伺いしたいと考えております。

いただいたご意見を踏まえまして、私と齊藤会長代理とで「中間のまとめ（案）」への反映につきまして検討させていただきまして、事務局に指示して修正案を作成したいと考えております。

その後に、皆様に至急メールで送って、ご確認いただきたいと思っています。

この修正案の作成及びそれに対する皆様のご反応を踏まえまして、「中間のまとめ」の作成につきましては、私と齊藤会長代理にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そうしましたら、本案を修正の上、審議会としての「中間のまとめ」とさせていただきます。

なお、事務局からは、「中間のまとめ」について、9月27日、月曜日からパブリックコメントをしたいと聞いています。パブリックコメントの趣旨は、都民の皆様から広範な意見を聴取するというものです。パブコメの日程にできる限り影響が及ばないよう、鋭意調整を進めたいと思います。委員の皆様のご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

このように進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、最後に、議事3「その他」といたしまして、次回の審議会の予定などについて、事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○遠藤企画経理課長

それでは、今後の審議予定についてご説明いたします。

お手元の資料4「これまで及び今後のスケジュール(予定)」をご覧ください。

本日ご審議いただいた「中間のまとめ(案)」については、皆様のご意見を踏まえて修正の上、(案)の取れた「中間のまとめ」という形で、予定では9月27日月曜日にも、パブリックコメントの手続に付しまして、2週間、都民の皆様からのご意見を募集する予定にしております。

また、11月上旬に開催を予定しております企画部会におきまして、本日皆様からいただいたご意見及びパブリックコメントをもとに、必要な修正を加えたものを「答申(素案)」としてご議論をいただきます。

その上で、11月下旬に開催を予定しております第2回住宅政策審議会において、答申(案)の審議並びに答申を行っていただくことを予定しております。

その後、企画部会及び審議会の審議を経て、年度末の住宅マスタープラン策定へと進めていきたいと思っております。

委員の皆様には、お忙しいところ大変恐縮でございますが、引続きよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の中間取りまとめ(案)について、お気づきのご意見、お考えがございましたら、9月14日火曜日までに、事務局までメール等でお送りいただきたいと思います。

次に、審議会委員の改選についてご説明させていただきます。

審議会委員のうち住宅基本条例第21条第1項第1号の「学識経験を有する者」、第3号の「区市町村の長の代表」については、9月末に現在の任期が満了することになります。

事務局において、所定の改選手続を進めさせていただいているところでございます。再任いただける委員については、現在、答申に向けた審議の途上でございますので、会長や部会長などを含め、できるだけ現在の体制で継続的な審議をお願いしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただければと考えております。事務局からは以上でございます。

#### ○浅見会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、今後の予定と、審議会委員の改選について説明がありました。

今後の予定につきましては、このスケジュールをもって、審議を進めていきたいと存じます。

委員の改選につきましては、現在、答申に向けて議論を進めているところであり、このあとパブリックコメントの結果を企画部会、審議会に諮り、答申を行う予定ですので、答申までの間は、再任された委員につきましては、現在の体制で審議を継続することとして、事務局に手続を進めてもらうことで、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは事務局におかれましては、手続きなどよろしくをお願いします。

それでは、特になければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午前11時7分 閉会